

# 令和3年度青森県湿原保全活動推進業務企画提案競技実施要領

## 1 趣旨

津軽国定公園内にあるベンセ湿原（つがる市）において、自然教育や保全活動の担い手の育成を図るとともに、乾燥化が進行する湿原の保全活動を楽しみながら実施できるプログラムづくりを行うこととし、本業務を委託する者を企画提案競技により選定するものである。

## 2 委託業務名

令和3年度青森県湿原保全活動推進業務

## 3 業務委託期間（予定）

契約締結の日から令和4年3月10日（木）まで

## 4 委託業務内容

別紙「令和3年度青森県湿原保全活動推進業務仕様書」のとおり

## 5 業務量の目安（経費）見積限度額

4,308千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※ なお、実際の契約金額は委託先の決定後に見積書を徴取して決定することとする。

## 6 企画提案競技への参加資格要件

国内に本社事務所を有する民間企業その他の法人で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないものであること。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。
- (4) 国税、地方税及び消費税等の滞納がないこと。
- (5) 本業務を実施するに当たっての業務遂行能力を有すること。

## 7 参加表明書の提出

本企画提案競技に参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明するものとする。

- (1) 提出書類 参加表明書（様式1）
- (2) 提出期限 令和3年4月28日（水）17時まで
- (3) 提出先

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1  
青森県環境生活部自然保護課

#### (4) 提出方法

電子メール又はファックスにて提出すること。

(メールアドレス shizen@pref.aomori.lg.jp、ファックス 017-734-8072)

なお、電子メール又はファックス送信後に電話連絡すること (017-734-9256)。

#### (5) 参加資格の可否及び喪失

参加表明書を提出した者は、本企画提案競技への参加資格を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

① 本手続きにおいて、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。

② 本手続きの期間中に、上記「6 企画提案競技への参加資格要件」に掲げる要件に該当しなくなったとき。

### 8 企画提案競技に関する質問及び回答

#### (1) 提出書類 質問書 (様式2)

#### (2) 提出期限 令和3年4月28日 (水) 16時まで

#### (3) 提出先 上記7 (3) に同じ

#### (4) 提出方法

電子メール又はファックスにて提出すること。

(メールアドレス shizen@pref.aomori.lg.jp、ファックス 017-734-8072)

ただし、軽易なものについては電話でも可とする (017-734-9256)。

#### (5) 回答

原則として令和3年4月30日 (金) 17時までに参加表明書提出者全員に電子メール又はファックスにより回答する。電子メール受信後は、必ず受信した旨の電子メールを返信することとし、ファックス受信後は、必ず受信した旨の電話連絡をすること。

(メールアドレス shizen@pref.aomori.lg.jp、電話 017-734-9256)

### 9 企画提案書の提出

(1) 表紙には「令和3年度青森県湿原保全活動推進業務企画提案書」の表題と「提案者名 (法人名)」のみを表示すること。

(2) 企画提案書の体裁は日本産業規格A4とし (縦横は問わないが、両者が混在しないこと。)、カラー印刷可、クリップ留めとする。

(3) 企画提案書は、1者1提案とすること。

(4) 次に掲げる事項を含めて作成すること。

① 業務のコンセプトについて

② 業務の具体的な実施方法等について

③ 業務の実施体制について

④ 業務の実施スケジュールについて

⑤ 概算見積書 (様式3)

(5) 提出部数 5部

(6) 提出期限 令和3年5月12日 (水) 17時まで ※必着

(7) 提出先 上記7 (3) に同じ

## (8) 提出方法

持参（土、日、祝日を除く。）又は郵送により行うこと。上記の提出期間内に必着とし、郵送の場合、郵送後であっても、未着の場合は期限内に提出がなかったものとみなす。

## 10 企画提案書の審査方法

(1) 書面審査は最も優れた企画提案を行った者を1者を選定する。

(2) 企画提案書の内容について、適宜、補足説明を求める場合がある。

(3) 審査項目

① 地域住民等の自然環境への理解や保全活動への主体的な参加・協力を促すようなコンセプトとなっているか。

② 湿原での自然観察会について、湿原の持つ魅力や価値への理解や保全活動への意識の向上が図られる内容となっているか。

③ 自然環境の保全方法や活用方法に関する勉強会について、地域主体での保全活動等を推進するために必要な事項が含まれる内容となっているか。

④ 保全活動プログラム検討会について、地域が主体となって楽しみながら実施できるものであり、実施主体が継続して実施できるようなプログラムづくりにつながるような内容となっているか。

(4) 企画提案書の審査結果については、書面審査終了後、速やかに文書で通知する。

## 11 日程等

(1) 審査結果通知

令和3年5月中旬（予定）

(2) 契約締結

令和3年5月下旬（予定）

## 12 その他

提出された企画提案書の取扱いは以下のとおりとする。

(1) 提出された企画提案書は委託先選定審査にのみ使用するものとし、返却しない。

(2) 著作権は企画提案書提出者に帰属するが、採用された企画提案書の使用権は県に帰属する。

(3) 県は、採用された企画提案書を原案とし、採用された者と協議の上、その一部を変更することができる。

(4) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の経費については、提出者の負担とする。